

○鋸南町観光物産センターの設置及び管理に関する条例

昭和60年 1 月22日鋸南町条例第 1 号

改正

平成18年 9 月14日鋸南町条例第24号

鋸南町観光物産センターの設置及び管理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 の規定に基づき、鋸南町観光物産センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 町は、観光客の利便性と地場産業の育成を図ることを目的に鋸南町観光物産センターを次のとおり設置する。

名称 鋸南町観光物産センター

場所 鋸南町吉浜517番地の 1

(管理)

第 3 条 物産センターは、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(使用の許可等)

第 4 条 物産センターを使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第 5 条 使用者は、鋸南町使用料条例（昭和58年鋸南町条例第15号）の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(使用者の義務等)

第 6 条 使用者は、使用しようとする施設又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 使用者の責に帰すべき事由により、使用しようとする施設又は共同施設が滅失又はき損したときは、使用者が原形に服し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年 3 月21日から施行する。

附 則（平成18年 9 月14日鋸南町条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。